資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千六百万円減少し金九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

平成二十六年二月二十日

名古屋市緑区鳴海町字白山一二七番地の一

株式会社明啓

代表取締役　川満　啓吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千五百十二万七千五百円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　東日新聞

掲載の日付　平成二十五年六月二十七日

掲載頁　二頁

平成二十六年二月二十日

愛知県豊橋市東松山町九〇番地

株式会社東海日日新聞社

代表取締役　白井　収

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。減少した全額は資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月一日

掲載頁　九十二頁（号外第一四一号）

平成二十六年二月二十日

福岡市博多区沖浜町一四番一号

ＪＲ九州高速船株式会社

代表取締役　川口　史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月七日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月二十日

札幌市中央区南一条東一丁目三番地

株式会社イー・カムトゥルー

代表取締役　上田　正巳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十日

愛知県豊橋市下地町字操穴四三番地

東愛知日産自動車株式会社

代表取締役　青木　公貞

配当公告

長野県長野市南千歳一丁目八番地五

破産者　伊藤花菱株式会社

右の者に対する長野地方裁判所平成二十三年（フ）第一五八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五、五一八、九三六円

一、配当することのできる金額

金一〇、二二八、一九五円

平成二十六年二月二十日

長野県長野市西町五六八番地一

破産管財人　弁護士　一由　貴史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市向ケ丘一四番地三、最後の住所北海道江別市向ケ丘一四番地の四

被相続人　亡　佐藤　勝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市御廟三丁目二七六番地一二、最後の住所山形県米沢市御廟三丁目一五番八号

被相続人　亡　川合ミツヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

山形県南陽市池黒一五二〇番地の四一

相続財産管理人　加藤　臣和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字東石川二六五一番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

事務所茨城県ひたちなか市勝田中央五番一五号二〇一号室なかさと司法書士事務所

相続財産管理人　中里　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡小川町大字増尾一一一番地三、最後の住所埼玉県狭山市笹井一丁目四番二二号

被相続人　亡　村木　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

埼玉県所沢市くすのき台三丁目一八番地の三　第二リングスビル五階　奥田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥田　圭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東立石三丁目七二〇番地、最後の住所東京都葛飾区東立石三丁目二三番一四号

被相続人　亡　玉岡　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

東京都中央区八丁堀二丁目三〇番一五号田畑ビル三階東京ティーモス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今泉　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区大町二丁目四番地の二、最後の住所東京都青梅市沢井三丁目四八四番地

被相続人　亡　藤崎　信吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港南区日野南一丁目一三番、最後の住所横浜市保土ケ谷区神戸町一〇五番地四菜の香

被相続人　亡　佐藤　一陽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル六階

相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

第10期決算公告

平成26年2月20日　大阪市北区堂島二丁目2番2号

株式会社ＥＥ２１

代表取締役　依田　雅

貸借対照表の要旨　（平成25年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	230,551	流動負債	268,138
固定資産	196,784	固定負債	47,470
		株主資本	87,873
		資本金	18,100
		資本剰余金	1,900
		資本準備金	1,900
		利益剰余金	67,873
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	67,273
		（うち当期純利益）	(55,882)
		評価・換算差額等	23,854
		その他有価証券評価差額金	23,854
資産合計	427,335	負債・純資産合計	427,335